八潮市立八幡中学校
いじめゼロ　基本方針

令和８年４月

八潮市立八幡中学校

「八潮市立八幡中学校いじめゼロ基本方針」

平成２７年９月１８日『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』が制定されました。前文には、条例の目的や考えが示されており、この条例を踏まえ、八潮市立八幡中学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。

子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅３原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するとても身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考えの下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

１　条例の基本理念（第３条）

１　みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。

２　みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

２　いじめの定義（条例２条）

「いじめ」とは，子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態例（国の定めたいじめ対策による基本的な方針より）

○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
○仲間はずれ、集団による無視をされる
○軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
○ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
○金品をたかられたりする
○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
○いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
○パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3　子どもの役割（第４条）

1　子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。

（方針）

→　いじめとは何かを理解し、いじめをしない。

→　どんな言動が人を傷つけるのかを常に振り返り、学ぶ機会をもつ。

2　子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を送るよう努めるものとする。

（方針）

→　相手のことを考え、優しくし、仲よくする。

→　友だちの良いところを見つけたり、『ぽかぽか言葉』で会話する。

3　子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。

（方針）

→　いじめを見たら、いじめられている子の気持ちに寄りそったり、相談したりする。

→　いじめは、どんな集団でも起こることと考え、見逃さない目を持つ。

4　子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するものとする。

（方針）

→　一人で悩まずに必ず相談する。

→　相談する人や方法がたくさん（複数）あることを知る。

４　市立学校の責務　（第６条）

１　市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。

（方針）

→　いじめについての授業等を行う。

→　PTA保護者会等を利用し、いじめについてともに考える場を設定する。

２　市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。

（方針）

→　相談室や保健室を活用する。

→　やりとり帳やアンケートを活用する。

３　市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。

（方針）

→　相談体制を構築する。

→　現状を公表し、関係機関等と情報･行動の連携を図る。

４　市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるとともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。

（方針）

→　いじめの防止等の取組や年間計画の見直しを行う。

→　事例と現状を考慮し、必要に応じて随時見直しを行う。

５　市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。

→　教育相談部会、生徒指導部会等からの情報の共有。

→　校長のリーダーシップのもと、迅速ないじめ対策委員会の会合を持つ。

◎第６条第５項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織･会議等方針

○校内いじめ対策委員会（条例第１０条第１項第３号）

内容：いじめの防止・対応

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・教育相談主任・生徒指導対応教員・該当学年職員・養護教諭・（さわやか相談員・スクールカウンセラー）

開催頻度：不定期（いじめ及びいじめと疑われる場合に適宜）

※通常時は生徒指導部会と教育相談部会で協議

○生徒指導部会

内容：授業規律確認、校内ルール･マナーの検討、生徒指導情報共有
指導の方向性の検討　いじめ防止の取組　など

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭（または教務主任)・生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭

開催頻度等：週１回

○教育相談部会

内容：不登校生徒の把握と対応、より良い人間関係づくりへの取組　など

構成メンバー：校長・教頭・主幹教諭（または教務主任)・教育相談主任・各学年教育相談担当・養護教諭・特別支援コーディネーター・さわやか相談員・スクールカウンセラー

開催頻度：週１回

○職員会議

内容：情報交換及び共通理解

開催頻度：毎月1回

○校内研修会

内容：いじめの防止等研修

開催頻度：年間２回、その他必要に応じて行う。

５　市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策（第１０条）

（１）いじめの未然防止のための取組

（いじめの未然防止）
１　子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
２　子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
３　いじめの防止等に関する措置を実効的に行なうため、校内委員会を設置する。

方針

○道徳教育の充実

・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
・人を思いやる心の醸成。

○体験活動の充実

・学校行事、ボランティア活動、社会体験学習をとおして、他を認める心と自己有

用感の育成に努める。

〇定期的なアンケートの実施

・学校生活やいじめに関するアンケート（楽しく、いごごちのよいクラス･学校にするためのアンケート）を実施し、児童生徒の実態を把握し、いじめの未然防止に努める。

〇コミュニケーション活動を活かした特別活動の充実

・生徒会主催のいじめ撲滅集会を行い、子供たち中心にいじめに対する態度を育成し、いじめのない人間関係を構築する。
・『ぽかぽか言葉』『ぽかぽか行動』の推奨。
・生徒会作成の『ネット取扱説明書』の配布と全校での読み合わせ。

〇生徒の出欠席の確認

・生徒の欠席や遅刻の様子を把握し、未然防止に努める。
・家庭訪問などで連携を図る。

〇保護者や地域への働きかけ

・授業参観や保護者会、学校ホームページ、学校便り等による広報活動を行い、いじめ防止対策についての啓発をおこなう。
・家庭訪問や個人面談等で児童の様子を共有する。
・ＰＴＡ理事会等において、いじめの実態や指導方針などを提供し、意見交換の場を設ける。

（２） いじめの早期発見のための取組

（いじめの早期発見）

１　市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。
２　子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。
３　教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

方針

〇やりとり帳の活用

・やりとり帳の活用によって、担任と生徒･保護者は日ごろから連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
・生徒の何気ないつぶやき等より、人間関係や日常生活などの悩みなどを早期に発見する。

・気になる内容には、教育相談や家庭訪問などを行い、迅速に対応する。

〇生徒へのアンケート

・毎月１回、生徒に『心と身体のすこやかチェック』を実施し、生徒の不安や悩みを把握し、面談等で不安解消に努める。

・アンケート内容は実態に合ったものになるよう検討する。

〇日々の観察

・教職員は生徒とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。

・いじめ早期発見チェックリストを活用する。

・いじめの相談窓口（校内相談室など）があることを知らせ、相談しやすい環境をつくる。

〇観察の視点

・生徒の成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

〇相談体制の整備、校内研修の充実を図る。

・生徒の小さな変化に気づく目を育成する研修を行い、教員の資質向上に努める。

６　いじめへの初期対応（第１３条）

（いじめへの初期対応）

１　いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導をすること

２　いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること

３　いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること

方針

〇正確な実態把握

・いじめと疑われる行動を発見した場合は、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に話を聞く。

・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、組織で対応する。また、場合によっては、関係諸機関との連携を図る。

○いじめられた生徒または保護者への支援

・いじめられた生徒の保護に努める。また、その日のうちに保護者へも連絡をし、心配や不安を取り除く。

・いじめられた生徒が安心して学校生活を送れる体制を作る。

・教育相談等を活用し、生徒の心のケアに努める。（さわやか相談員・スクールカウンセラーとの連携）

○いじめた生徒への指導又は助言

・複数の教職員で対応し事実確認をする。

・いじめた生徒に対して、相手の苦しみと悲しみに思いを寄せる指導を十分に行なうとともに,「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

・いじめた側の保護者へは事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携をして以後の対応を適切に行なっていく。

7　インターネットを通じて行なわれるいじめへの対策（第１１条）

（インターネットのいじめの対策）

１　市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。

２　市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。

３　市は、全項２項の対策を支援しなければならない。

４　保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

方針

・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。

・生徒の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報する。

・学校は、情報モラル教育を行い、生徒にネットいじめに対する知識を理解させる。

8　八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第１２条）

（小中一貫教育におけるいじめへの対策）

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

方針

八幡中学校ブロックで、次のことを行う。

〇教職員間での情報の共有

定期的に職員の交流を図ったり（授業公開、授業交流）情報の共有（合同研修会）を行なったりし、いじめの防止等に取り組みます。

・授業公開（年１回）

・授業交流（年１回）

〇児童生徒の交流活動

児童生徒の交流（あいさつ運動、授業交流）等を行い、いじめのない明るく、楽しい学校生活が送れるようにする。

・部活動交流会（ジョイント教室以降小学校と連携で）

・ジョイント教室による説明　　等

９　重大事態（第１５条）

（重大事態の対処）

１　市立学校は、校内対策委員会による調査を行なうとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して、直ちに市長に報告すること。

（※資料３　フロー図参照）

（１）重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

② いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間、学校を欠席する（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第２８条）

（２）重大事態への学校の取組方針

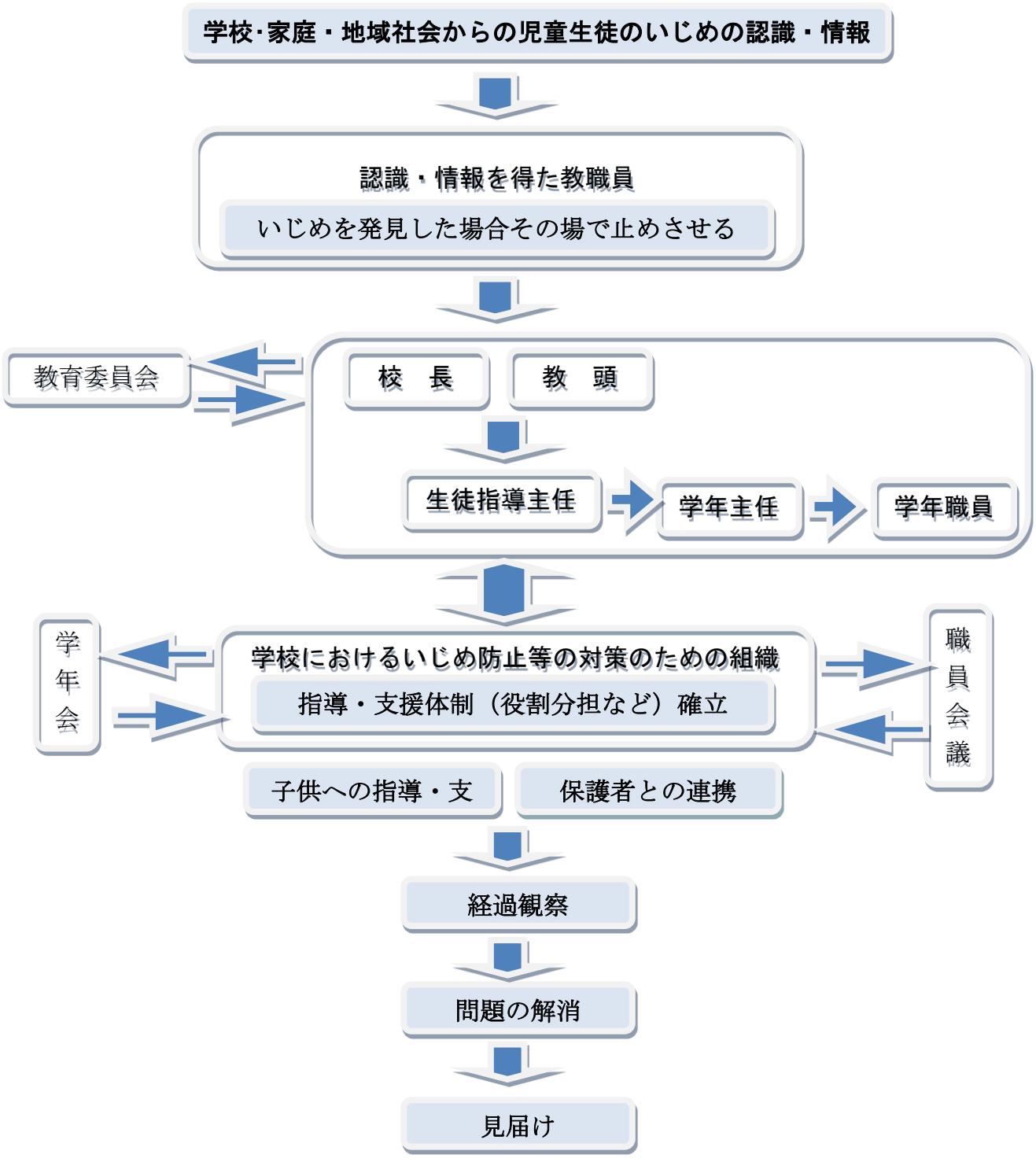
① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。

② 当該事案について、校内いじめ対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と協力して調査も行なっていく。

③ 上記調査について、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④　警察や児相に速やかに報告し、連携をとる。

１０　いじめ問題への組織的対応図



その他

・令和７年３月　一部改訂

・令和８年３月　一部改訂